

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償支給規程

社会福祉法人 松風会

(福山市加茂町字上加茂 3 3 番地)

社会福祉法人松風会

役員及び評議員の報酬並びに費用弁償支給規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人松風会定款第8条及び第22条の規程に基づき役員及び評議員の報酬並びに費用弁償について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)

第3条 当法人の役員及び評議員は、非常勤とする。

当法人の役員、評議員に対して、次の報酬を支給することができる。

理事会、評議員会、監査等法人業務のため出席したとき、1日に付き5,000円(税込)を支給する。

ただし、各年度の理事、監事及び評議員の区分毎に総額が一人あたり30,000円を超えない範囲で支給する。

2 役員及び評議員が職務のため出張したときは、別表1の役員及び評議員の費用弁償に基づき、旅費(交通費、日当、宿泊料)を出席の都度支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員報酬等は、支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 報酬等の支払時期については、第3条第1項の会議等に出席した都度とする。

2 報酬等は、貨幣をもって支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこともできる。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、昭和57年4月1日から施行する。

昭和59年4月1日改正

(松風会役員旅費規程は廃止する。)

平成10年7月4日改正

平成14年10月1日改正

平成15年4月1日改正

平成29年3月17日改正

平成29年6月28日改正

平成31年1月12日改正

別表 1

役員及び評議員の費用弁償

種別	出張地域	金額(円)	備考
日当	福山市内、尾道市内、 府中市内、井原市内、 笠岡市内	1,500	出張時間が半日の場合は、半日当とする。
	その他の地域	2,000	
宿泊料	全 域	10,000	研修等で宿泊が指定されている場合又は斡旋される場合はその額とする。
バス賃	<ol style="list-style-type: none"> 1 バスの計算起点は、上加茂バス停とする。 2 バス料金、電車賃は実費支給とする。 3 原則として、タクシー料金は、支給しない。 		特別の場合は実情に応じて、別に考慮することができる。
鉄道賃	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通旅客運賃とする。 2 片道 100 km以上の鉄道運賃は、新幹線自由席料金を支給する。 片道 200 km以上の鉄道運賃は、新幹線指定料金を支給する。 3 新幹線利用不能の旅行地で片道 50 km以上の鉄道運賃は、急行料金を支給する。 4 鉄道運賃の起算起点は、福山駅とする。 		
船舶・航空賃	<ol style="list-style-type: none"> 1 普通料金とする。 2 片道 50 km以上の船舶の場合は、水中翼船料金とする。 		
その他	<p>主催者が旅費負担をした場合は、支給しない。</p> <p>ただし、一部負担をした場合は、差額を支給する。</p>		